

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	1	担当課	観光振興課
法令名	旅行業法	根拠条項	7-5、8-3	不利益処分の種類	営業保証金の供託に係る旅行者の登録の取消し	

○旅行業法

(営業保証金の供託)

第七条 旅行者は、営業保証金を供託しなければならない。

2 旅行者は、営業保証金の供託をしたときは、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

3 旅行者は、前項の届出をした後でなければ、その事業を開始してはならない。

4 観光庁長官は、旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内に旅行者が第二項の届出をしないときは、その定める七日以上の期間内にその届出をすべき旨の催告をしなければならない。

5 観光庁長官は、前項の催告をした場合において、同項の規定により定めた期間内に旅行者が第二項の届出をしないときは、当該旅行業の登録を取り消すことができる。

(営業保証金の額等)

第八条 旅行者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（当該旅行者が第三条の登録を受けた事業年度に営業保証金を供託する場合その他の国土交通省令で定める場合にあっては、国土交通省令で定める額）に応じ、第四条第一項第三号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

2 旅行者は、前項の国土交通省令の改正があった場合において、その施行の際に供託している営業保証金の額が当該国土交通省令の改正により供託すべきこととなる営業保証金の額に不足することとなるときは、その不足額を追加して供託しなければならない。

3 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定により営業保証金を供託する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「旅行業の登録をした場合において、登録の通知を受けた日から十四日以内」とあるのは、「次条第一項の国土交通省令の改正があった場合において、その施行の日から三箇月以内（その施行の日から三箇月を経過する日がその施行の日の属する事業年度の前事業年度の終了の日の翌日から百日を経過する日前である場合にあっては、当該百日を経過する日まで）」と読み替える。